

連鎖販売取引（マルチ商法）

知人など、人のつながりを通じて販売網を広げる取引です。一般的にはマルチ商法と呼ばれています。金銭的被害にとどまらず、人間関係そのものを破壊しかねません。本当にもうかる人はほんの一部の人だけです。

< 事例 >

友人に「ためになる話を聞きに行こう」と誘われセミナーに参加。そこで「体によい健康食品を食べよう。また愛用してくれる人の輪を広げよう」「友達を紹介してきたら売り上げの30%が入る」と説明された。収入にもなり、「社会のために役に立つ人になろう」とすっかり感動し、健康食品を約70万円で契約し会員になった。

2週間必死に友人に声をかけたが、誰も買ってくれない。解約したい。

【アドバイス】

契約書面交付日または再販商品受取日のいずれか遅い方から20日以内に書面で解約通知を出せば、無条件で解除できます。

連鎖販売組織に加入後1年未満の場合は、連鎖販売契約（加入契約）を解除するとともに、90日以内に受領した未使用の商品については、90%相当額の返金を受けることができます。クーリング・オフ期間を過ぎても、諦めずに中途解約の交渉をしましょう。

事業者や勧誘者が嘘を言ったり（不実の告知）、脅したり（威迫困惑行為）してクーリング・オフを妨害した場合には、事業者や勧誘者からクーリング・オフが可能であることを記載した書面の再通知を受けてから20日間はクーリング・オフが可能です。